

〔令和8年度〕

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	協定値 ※1
測定日	R8.4.7				—
結果の得られた日	R8.5.8				—
硫黄酸化物 [ppm]	3				30以下
塩化水素 [ppm]	4				50以下
窒素酸化物 [ppm]	32				50以下
ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	<0.001				0.01以下
全水銀 [μg/m <sup>3</sup> N]	<2				30以下

〔2号炉〕

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	協定値 ※1
測定日	R8.4.7				—
結果の得られた日	R8.5.8				—
硫黄酸化物 [ppm]	3				30以下
塩化水素 [ppm]	6				50以下
窒素酸化物 [ppm]	33				50以下
ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	<0.001				0.01以下
全水銀 [μg/m <sup>3</sup> N]	<2				30以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R8.4.7						—
結果の得られた日	R8.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]	0.00000023						0.05以下

〔2号炉〕

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R8.4.7						—
結果の得られた日	R8.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]	0.00000076						0.05以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	基準値 ※2
測定日	R8.4.7				—
結果の得られた日	R8.4.28				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主灰）				3以下
	1号炉	0.0061			
	2号炉	0.000026			
	集じん灰	0.18			

備考： ※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。